

第36回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和4年1月25日(火)
2. 招集日時 午後1時30分
3. 招集場所 農村環境改善センター1階大会議室
4. 出席委員 農業委員：
会長(10番) 山田 一夫
会長職務代理者(9番) 笹山結実男
1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司、
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：
1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、
5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、
8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一
5. 欠席委員 農業委員：
なし
農地利用最適化推進委員：
なし
6. 事務局職員 事務局長 江刺家雅弘、 局長補佐 竹澤 泰司、
主任主査 鶴飼 義信、 主事 玉舘 透、 主事 小林 誠、
主事 工藤 正弥、 会計年度任用職員 新井田 舞

議 長 (山田会長)

ただいまより、第36回軽米町農業委員会総会を開会いたします。
(午後1時30分 開会)

議 長 本日の出席農業委員は、10名で、在任委員の過半数に達しておりますので
会議は成立いたしました。
また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

議 長 それでは日程に入ります。
日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より

指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、3番、細谷地司委員、4番、内澤初蔵委員のお二方をお願いいたします。

議 長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議 長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の1ページになります。2ページに位置図を付けてございますので併せてご覧いただきたいと思っております。資料として配置図をお配りしてございますので、こちらも併せてご覧いただきたいと思っております。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について1件提出がございます。

番号1、農地の所在地は大字〇〇第〇地割内の田んぼが3筆分となります。面積は合計で5, 107㎡。権利の区分は地上権の設定となっております。譲渡人が〇〇〇〇。〇〇のご住所となっております。譲受人が〇〇〇〇。〇〇の事業者となります。こちらは再生可能エネルギーの発電事業を行う事業者となっております。転用の目的は、太陽光発電設備により発電し売電を行うものでございます。施設の内容については、3筆合わせてソーラーパネルが672枚、その他通路等として計画してございます。備考欄になりますけれども、当該地区は農振農用地区域外に該当し、第2種農地と判断してございます。権利の設定は先ほどのおり地上権の設定を行うということで、利用期間は契約書上は30年間となっております。対価金は年額24万円となっております。現地確認につきましては、木村委員と山田委員に依頼してございます。なお、本件は、3,000㎡以上の案件に該当しますので岩手県農業会議の常設審議委員会の諮問案件となることとなります。

以上、1件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、木村委員と私が調査しておりますので、木村委員より報告をお願いいたします。

木村委員 報告します。1月19日、山田委員と私と事務局と3名で現地確認を行いました。位置周囲の状況ですけれども〇〇地区内、主要地方道、〇〇バス停の道路を挟んで3箇所となっています。周囲の状況は、〇地割〇番〇、〇番〇は並んだ土地となっています。東は主要地方道を挟み、畑。北側、西側、南側は道路を挟んで畑となっています。〇地割〇番〇の北側は山林、東側は畑、西側と南側は道路を挟んで畑と宅地となっています。確認者の意見ですが、太陽光発電施設での利用ということで、高い建物等ではなく、転用により周囲の農地への日照不足、土砂の流出等はないと思われます。また、周辺土地所有者からの承諾も得ており、この申請は許可相当と考えます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第4、議案第2号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更にかかる意見聴取について、町長より意見を求められておりますので、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の3ページと4ページ、資料No.1となります。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の概要をご覧ください。基本構想策定の趣旨等になります。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき、担い手が目指すべき経営指標や農地集積の目標等について、おおむね5年ごとに市町村が定めることとされております。その策定にあたっては、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して定めるものとされており、今回、令和3年3月策定の新たな県の基本方針を踏まえて、本基本構想を策定しております。本構想は、県の新たな基本方針で、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向や効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標等が示されたことを受け、軽米町総合発展計画2021—2030に掲げる資源を活かした地域産業のまちづくりを目指すための基本的な方向の整理と、現状に合わせた経営指標等の見直しを実施しております。

続きまして、基本構想の主な変更内容となります。なお、変更につきましては、県の基本方針に即した内容としております。

第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標についてですが、農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体（認定農業者）に対し、農地の集積・集約化、経営管理の合理化、その他措置の総合的かつ重点的な実施。新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）に対し、それぞれの発展段階に

応じた生産技術や経営手法の修得を誘導、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保などに対して重点的な支援を実施。いわて農業経営相談センター等との連携や農地中間管理事業の活用等により、地域農業マスタープランに位置づけられた中心経営体やリーディング経営体の候補等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化の推進、農地の集積・集約化等を促進等となります。

続いて第2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標についてですが、県の基本方針を踏まえて、個別経営体及び新規就農者の目標とすべき年間労働時間を2,100時間から2,000時間へ見直しを行っております。なお、目標とすべき年間農業所得につきましては、変更はなく、個別経営体が420万円、新規就農者が250万円としております。

続いて第3、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標についてですが、県の基本方針において、県北広域振興圏の農地集積目標をおおむね70%と設定しているため、同様に本町の農地集積目標をおおむね70%と設定しております。

最後に第4、農業経営基盤強化促進事業に関する事項になりますが、農地利用集積円滑化事業に関する記載を削除しております。

また、前回、5年前の見直しの時に認定農業者の所得達成率を教えてくださいということがございましたので、現在の達成状況をお知らせしたいと思います。現在、420万円を達成している認定農業者は約18%となっております。残りの方につきましては、420万円を未達となっている状況となっております。また、担い手の集積率になりますけれども、目標をおおむね70%としておりますが、令和3年3月末時点で38.5%となっている状況となっております。

以上、基本構想の変更概要となりますので、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

本田委員 認定農業者の所得目標420万円は、どの程度の収入があれば達成できる数値か。

事務局 水稻であれば、7ヘクタールが目安になる。県平均収入の10アール当り6万7千円から。

寺澤委員 県北地区の担い手へ集積率おおむね70%の目標年次はいつか。

事務局 令和12年度（2030年度）。

福田委員 現在の認定農業者数は。

事務局 130名。

議長 他にございますか。

(「なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第2号については、原案のとおり異議の無い旨、町長へ提出することにいたします。

議長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後2時04分)